

国見町空家等バンク実施要綱

平成 28 年国見町告示第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、国見町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例（平成 27 年国見町条例第 33 号）第 2 条第 1 項に規定する空家等（以下「空家等」という。）の有効活用を図り、移住及び定住を促進するため、国見町空家等バンクの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(空家等バンク)

第 2 条 空家等バンクとは、空家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から登録申込みがあった情報を専用サイト等で公開し、空家等の情報を希望する者に対し提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、空家等バンク以外による空家等の取引を妨げるものではない。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有していると認められる者は、空家等バンクを利用することができない。

(物件登録申込み等)

第 4 条 空家等バンクに空家等の情報を登録しようとする所有者等は、国見町空家等バンク物件登録申込書（様式第 1 号）及び国見町空家等バンク物件登録票（様式第 2 号）に当該空家等に係る所有権等を確認できる書類その他町長が別に定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、必要に応じて実地調査等を行い、登録することが適当であると認めたときは、空家等バンクに登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録を行ったときは、国見町空家等バンク物件登録通知書（様式第 3 号）により申込者に通知するものとする。

(登録事項の変更)

第 5 条 前条第 3 項の規定による登録の通知を受けた申込者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録内容に変更があったときは、国見町空家等バンク物件登録変更届出書（様式第 4 号）を町長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第 6 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空家等バンクに登録された空家等（以下「登録物件」という。）の登録を抹消するものとする。

(1) 国見町空家等バンク物件登録抹消届出書（様式第 5 号）が提出されたとき。

(2) 登録内容に虚偽があったとき。

(3) その他町長が登録を適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により空家等バンクの登録を抹消したときは、国見町空家等バンク物件登録抹消通知書（様式第 6 号）により当該登録者に通知するものとする。

(情報公開)

第 7 条 町長は、必要に応じて登録物件の情報の一部を、町が運営する空家等バンク専用サイトに公開するものとする。

(利用登録)

第 8 条 空家等バンクの情報の提供を受けようとする利用希望者は、国見町空家等バンク利用登録申込書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合は、その内容等を確認の上、空家等バンクに登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録を行ったときは、国見町空家等バンク利用登録通知書（様式第 8 号）により利用登録申込者に通知するものとする。

（利用登録の変更）

第 9 条 前条第 3 項の規定による登録の通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録内容に変更があったときは、国見町空家等バンク利用登録変更届出書（様式第 9 号）を町長に提出しなければならない。

（利用登録の抹消）

第 10 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を抹消するものとする。

- (1) 国見町空家等バンク利用登録抹消届出書（様式第 10 号）が提出されたとき。
- (2) 空家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき。
- (4) その他町長が登録を適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により空家等バンクの登録を抹消したときは、国見町空家等バンク利用登録抹消通知書（様式第 11 号）により当該登録者に通知するものとする。

（情報提供）

第 11 条 町長は、必要に応じて登録情報の全部又は一部を、物件登録者及び利用登録者に対して情報提供するものとする。

（交渉の申込み及び通知）

第 12 条 利用登録者が、物件登録者と交渉しようとするときは、国見町空家等バンク物件交渉申込書（様式第 12 号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認められたときは、国見町空家等バンク物件交渉申込通知書（様式第 13 号）により当該申込みにかかる物件登録者に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた物件登録者は、遅滞なく当該利用登録者と交渉することとし、町長にその交渉結果を報告するものとする。

（助言）

第 13 条 町長は、物件登録者又は利用登録者に対して必要な助言をすることができる。

（電子情報処理組織を使用して行う手続の特例）

第 14 条 第 8 条第 1 項の規定による申込みは、国見町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 16 年国見町条例第 15 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定による申込みは、国見町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 17 年国見町規則第 1 号）の規定の例による。

（委任）

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。